

社会福祉法人 三幸福社会 行動計画

仕事と家庭の両立支援の更なる充実を図ることで、職員全員が働きやすい環境をつくるとともに、次世代育成支援対策に貢献するため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、男性職員の育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること

女性職員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 令和4年 4月 育児休業制度の運用についての管理職を対象とした研修の実施
- 令和4年 9月 説明会実施などによる職員への育児休暇制度の周知徹底
- 令和5年 4月 休業制度の拡充

目標2：中学生未満の子を持つ職員の短時間勤務制度を導入・定着させる。

<対策>

- 令和4年 5月 職員のニーズの把握、検討開始
- 令和4年 8月 制度の導入
- 令和5年 2月 社内広報誌や説明会による職員への短時間勤務制度の周知徹底

目標3：育児休業後の復職や出産育児理由による退職者の再雇用制度の確立。

<対策>

- 令和4年 6月 検討開始
 - 令和5年 1月 制度の導入
- 社内広報誌や説明会による職員への周知
休業者に対する定期的な情報提供

目標4：若年層を中心としたインターンシップ等就業体験機会の提供及び適正な募集・採用機会の確保その他雇用管理の改善又は職場訓練の実施。

<対策>

- 令和4年 7月 受け入れ体制について検討開始
- 令和4年 11月 取組内容について職員へ周知
- 令和5年 1月 社外報の定期配布や近隣保育園や小中高校を対象に広報活動開始
- 令和5年 4月 受け入れ開始